

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	旅館業法		法令の番号	昭和23年法律第138号	
手続名	営業者の地位の承継の承認（合併・分割）		根拠条項	第3条の3第1項	
審査基準	<p>旅館営業の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において、知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p> <p>1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人が、原則として次の各号のいずれかに該当しないこと。</p> <p>(1) 旅館業法又は旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(2) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(3) その業務を行う役員のうち前2号に該当する者があるもの</p> <p>2 施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ）の周囲おおむね100mの区域にある場合において、その施設の設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）</p> <p>(2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 図書館法第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設</p> <p>(5) 前2号に掲げる以外の社会教育施設（体育館及びレクリエーションのための施設を含む）のうち主として18歳未満の者の利用に供される施設で知事が告示で指定するもの</p> <p>3 申請の時期は、合併又は分割当事者の意思と合併又は分割の内容が確定した後であり、かつ合併又は分割登記以前であること。</p> <p>4 承認には、公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件を附することができる。</p> <p>5 承継する法人に求められる基準 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等(役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者をいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人</p> <p>(9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人</p>				
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所
				標準処理期間	12日
				標準経由期間	一日
					目次NO